

釧路圏域の取組について

釧路圏域の地域生活拠点等の整備について

北海道の地域生活拠点等の整備について

道では、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、安心して地域生活を継続できるよう、第6期北海道障がい福祉計画に地域生活拠点等の整備を位置づけた。

拠点等の整備について

市町村においては、関係機関との連携はもとより、近隣市町村とも情報交換を行いながら、障がいのある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取り組み、居住支援機能等のそれぞれの機能を整備することとしている。

しかし、地域生活を支える社会資源については、地域間格差が生じており、社会資源が不足している地域では、すべての機能を整備することは困難であるため、当該拠点構成市町村以外の社会資源などを活用できることになっている。(下記参照)

市町村内に必ず整備する機能

- ① 居住支援機能
- ② 相談支援機能
- ③ 地域の体制づくり

市町村外の社会資源など活用可能な機能

- ① 体験の機会・場の提供
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 専門性の確保

釧路障がい者福祉計画等圏域連絡協議会について (釧路圏域管内8市町村で構成)

目的

北海道障がい福祉計画の作成等に関し、障がい保健福祉における市町村福祉計画及び市町村障がい者計画の調整を図るとともに、計画推進のための具体的な取組に関する推進管理上の課題等を明らかにして計画の効果的な推進を図ることを目的とする。

協議事項

- 市町村障がい者福祉計画、市町村障がい者計画の作成、推進及び圏域調整に関すること
- 施策上の課題など
- その他、協議会の目的達成のため必要と認められる事項など

地域生活支援拠点整備に緊急時の受け入れ・対応事業について

- ◆ 令和3年（2021年）4月1日から運用中
- ◆ 釧路圏域8市町村が委託する障がい者施設で、一時的な受け入れ

■ 事業の目的・内容

障がいのある人の高齢化、重度化又は親亡き後を見据え、障がいのある人が安心して地域生活を継続できるよう、様々支援を切れ目なく提供していく地域体制の構築（地域生活拠点等の機能の緊急時の受け入れ・対応機能の整備）を目的に、障がいのある人の緊急時に短期入所の受け入れを行う。

■ 利用対象者

原則、釧路圏域8市町村に在住する障がい者（福祉サービスの対象者）であって、介護者の急病等やむを得ない理由により、緊急時の受け入れ・対応を必要とする方。

■ 留意事項等

原則、各市町村による事前登録（個人情報のほか、障がいの程度や日常生活能力、利用しているサービス等を記載）が必要。